



仕事
疑問
相談室
鳥取労働局

Q

知人から「労
働基準法が変わ
り、未払い賃金を請求
できる期間（賃

A

民法改正に伴
い今年4月1日

できる期間が延長され
たと聞きました。ど
のように延長されたの
でしょうか。



えっ 私でも未払い分
請求できるかも…

知ってた？

未払い賃金が請求できる期間の延長

金請求権の消滅時効期
間)が延長されました。
これまで賃金請求権
の消滅時効期間は2年
でしたが、今回の改正
により、5年(経過措
置として当分の間は3
年)となりました。
対象となるのは、支
払いが今年4月1日
以降の未払い賃金で
す。このため、支払
日が4月1日より前の
未払い賃金の消滅時
効期間は2年のまま
です。
時効期間延長の対象
となる未払い賃金は①
定期賃金②休業手当③
時間外・休日労等に対
する割増賃金(いわゆ
る残業代)④年次有給
休暇中の賃金⑤出来高
払い制の保証給一など
です。
なお、退職金請求権
の消滅時効期間は、こ
れまでと同様5年のま
まです。
賃金請求権の消滅時
効期間は延長されまし
たが、給料明細などの
書類を紛失すると、未
払い賃金が発生してい
たことを証明しづら
くなります。重要書類は
確実に保管しておきま
しょう。

鳥取労働局労働基準部監督課 電話0857-29-1703